

「当事者主権」としての地元学序論

— 吉本地元学の進化の意味をもとめて —

鹿児島大学生涯学習教育研究センター 小栗 有子

1. はじめに

筆者は、2008年に「持続可能な地域社会を創造する学びとローカルな知—水俣地元学の成立と発展の意味を問う」という論考を執筆した。ここでは、「水俣病の発生という西欧をモデルとする近代化の弊害の一つの極限状態」（鶴見 1998）を、水俣の地域社会が乗り越えていく試みとして現れた水俣地元学の形成過程に着目し、持続可能な地域社会を創造する学びとローカルな知の本質を探った。具体的には、水俣地元学の形成に大きな影響を与えた吉本哲郎（元水俣市職員・現地元学ネットワーク主宰）に訪れた二つの転機を中心に、彼が地元学を編み出すまでの過程を検証した。

それから4年がたった。筆者はその後も吉本が出向く地元学の現場に同行し、「吉本の追っかけ」を続けてきた（表1）。訪問場所は全国津々浦々だが、その中でも特記すべきは、「地元学が誕生した場所」と吉本が語る東北の町と一緒に再訪したことや、3回にわたって海外の地元学指導に同行したことだろう。また、筆者自身が教育研究の実践フィールドとする鹿児島でも、複数回地元学の現場指導を実施してもらった。加えて、新幹線で30分という近距離もあって、水俣市の自宅に通った回数は数知れず、何度吉本の話聞いたことかわからない。

「吉本の追っかけ」を続けてきた理由は、吉本が提唱する地元学がなんであるかを追究したかったからに他ならない。

2008年の論文を書くために、吉本の自宅にかなり通ったが、彼が提唱する地元学はそんな簡単にはわからない。そこで、参与観察者としてだけでなく、地元学実践のアシスタントとしても現場に同行し、夜を徹して話を聞く機会を重ねた。すると今度は逆に、吉本の語る地元学が自分自身のマインドや身体の一部になっていった。そしてとうとう地元学を筆者の研究手法に取り入れるまでになってしまった¹。気がついたら、調査者が被調査者と一体になってしまった、と表現できなくもない。だが、ここで今一度、吉本が提唱する地元学が何であるかを理論的に語る試みをおこななければならない。そのような問題意識に立ち、今回『「当事者主権」としての地元学序論』というテーマを自分に課すことにした。

なぜ「当事者主権」かについては、節を変えて論じることにするが、ここでは副題の吉本地元学について補足しておきたい。

2008年の論文では、冒頭に記したとおりタイトルは「水俣地元学」となっている。その理由は、吉本が地元学を作り上げる過程において、「水俣」病事件の存在が極めて重要な意味をもっていたからだ。吉本は、水俣に生きる生活者の一人として、また、市役所職員として初めて水俣病問題に正面から向き合った。本論文は、吉本が自ら実践した

¹ 拙著、2010、「奄美の環境教育に思う」『鹿児島環境学Ⅱ』、南方新社では、地元の方の語りに耳を傾け、その意味を問い、それらをつなぎ合わせた結果、見えてきた世界を描き出した。そのような手法の開発・活用は、吉本地元学に学んだものであったといつてよい。

表1

■同行した地元学実践の現場（記録として手元に残っているもの）

三重県熊野市・大紀町（2008年10月8日～10日）、ウズベキスタン・サマルカンド（2008年7月6日～13日）、愛媛県内子町（2009年2月24日～27日）、岩手県葛巻町、山形県戸沢村、宮城県陸前高田市（地元学が生まれた東北の街を訪ねて2009年3月19日～26日）、熊本県水上市（2009年7月2日～3日）、埼玉県東松山市（2009年7月17日～18日）、宇都宮市（2009年7月19日～21日）、鹿児島県出水市（2009年9月4日～5日）、ブラジル（2009年9月7日～9月25日）、沖縄県糸満市（2010年7月14日～17日）、宮崎市川南町（2010年11月14日）、タイ（2011年1月17日～21日）

■筆者自らのフィールドで行った地元学実践（吉本の指導の下で）

垂水市（2008年6月2日～3日、2008年11月8日～9日、2009年12月5日～6日）、出水市（2010年1月16日～17日）

ことを、後になって説明するためにつけた理屈に対して、地元学という名を授けた経緯を中心に描き出している。そして、水俣地元学という表現は、当時すでに巷にあふれつつあった地元学一般²と、吉本のそれとを峻別したいという考えに基づいていた。

それに対して今回は、水俣地元学を吉本地元学へ変更した。その理由は、今回の論文のねらいが、2008年の論文では捉えきれなかった吉本哲郎の地元学について、特に吉本がその後に行ったこと、語ったことの進化を追うことにあるからだ。水俣は、吉本のなかに常に内在している。一方、現実に行進している水俣市のまちづくりは、現在はむしろ吉本との距離が広がりつつある。その状況からして、吉本哲郎が実践する地元学を水俣地元学と呼び続けることには、無用な先入観や誤解を招く懸念があり、適切な呼び名とは言えない。

そして何よりも、吉本自身が近年「吉本地元学³」という表現をするようになってきている。たとえば、「数ある実践を地元学と呼ぶのは仕方がない。しかし、それは吉本地元学じゃないよね、としかいいようない。」⁴と吉本は語る。いったいその真意はどこにあるのだろうか。その謎に迫ろうというのが本稿の目的である。

検討方法としては、次の手順で論じていきたい。

まず、本稿は「当事者主権」という概念を用いて、吉本地元学の性格をとらえようと思う。吉本の提唱する地元学は、当事者理解とその当事者とのかわり方に際立った特徴をもつと感じてきた。その感覚は今に始まったことではなく、筆者が吉本の地元学にのめり込んでいった主な理由

² 結城登美雄(2004)は、地元学があちこちで立ち上がっている背景に「経済の揺らぎ」を挙げている。「金がない」と堂々と言いつける自治体の職員が多くなったことや、自治体が財政難で「地元学は金がかからないらしいね」と正直にいう首長の言葉を紹介しながら、「いわば『金の力』から『人の力』へ」に地元学が果たすべき役割があらうと語っている。関連する特集に、現代農業増刊号「地域から変わる日本地元学とは何か」(2001)や、実践総合農学会主催の「オホーツク学への挑戦 真の地元学とは何か」(2005)など多数。

³ そもそも「吉本地元学」を最初に命名したのは作家の柳田邦男(2007)であった。柳田は、2007年6月に吉本が現役職員の時に手がけた「かくめ頭石・村丸ごと生活博物館」を訪れている。水俣の全体を知るためにぜひ訪れてほしいと元水俣市長の吉井が案内している。詳細は割愛するが、柳田は「『村丸ごと生活博物館』を主軸にした水俣市元気づくり条例ができたのは、吉井市長時代の2001年。その発案者は当時市の農林水産課長だった吉本哲郎氏」(前掲:256)だったことを指摘し、「『金がないなら、愚痴ではなく知恵を出そう』という吉本地元学によって、人々はお金の面では楽でなくとも、「心の経済」の大切さに気づき、それが「あるもの」の気づきによる「生活の経済」を豊かにしている。」ことを評している。

⁴ 2012年9月2日に行った吉本のヒアリング調査聞き書きノートより

であったともいえる。そしてその認識は、ここ数年確実に深まってきている。

具体的な作業としては、最初に昨今の当事者論をめぐる整理を行い、当事者主権論が提起する問題の所在を明らかにする。その上で、当事者主権論と地元学を結びつけようとする本論の狙いを定め、実際に当事者主権論を視座にして、吉本地元学との接点と異同について考察する。考察には、吉本が執筆した既往文書のほか、筆者が行った吉本への聞き取り調査や提供してもらった資料などを用いる。それらの検討作業を通じて、本論で提起する「『当事者主権』としての地元学」の輪郭を描き出し、今後の課題について整理する。

2. 問題の所在 - 当事者論をめぐる

(1) 当事者論と当事者主権

タイトルにある「当事者主権」は、2003年に中西正司・上野千鶴子によって岩波新書で宣言された『当事者主権』に基づいている。ここでは、なぜ中西・上野の当事者主権論に依拠するのかについて論じるとともに、「当事者主権」としての地元学のポジショニングを明らかにしておきたい。

はじめに当事者をめぐる議論を概観しておこう。中西・上野の当事者主権論が提起される以前から、当事者を扱った研究はずいぶんなされてきている⁵。そのかなりの量は、法曹界の領域で扱われている。もともと当事者という言葉には、「事柄に直接関係する人」という一般的な意味とは別に、「自分で法律行為をする者」を意味する法律用語としても用いられる⁶。法曹界での議論が多いのはそのためだろう。その他では、医療、保健、福祉といった分野においても多数の論文がみられ、中西・上野が議論の前提にする、女や子ども、高齢者や障害者、性的少数者や患者などの社会的弱者(前掲:16)に焦点を置く研究もまた主要な位置を占めている。また、教育の分野でも、子どもや教師、保護者や教育委員会など当事者を扱った研究が認められるほか、地元学にも通じる、地域開発やまちづくりの分野でも、担い手の問題として当事者を論じる研究が確認できる。

このように当事者をめぐる議論には、研究領域ごとに当事者として想定する対象者がおり、変化に富む。しかも多様な関心から研究が進められていることがわかる。そしてこれらの研究のなかでも一つのまとまった関心領域として

⁵ CiNiiを使って当事者でヒットする論文を検索するとざっと5000は超える。

⁶ 新選国語辞典、小学館

把握可能なのが、第一に、当事者と想定されている者たちが、当事者になっていく過程に着目した研究である。また、当事者の支援者や専門家のあり方、あるいは、そのような者と当事者とのかかわりを扱った先行研究も多い。以上の視座に立った研究は、医療、保健、福祉といった特定分野を超えて、教育やまちづくりなど異分野に共通しており、当事者論研究の一つの潮流をつくってきたといえるだろう(清水ほか 2007、2008、鬼頭 1988)。

さらには、欧州で提起された社会的排除やインクルージョン概念が日本に紹介されると、社会的排除を生み出す社会のあり方に関心が広がり、抑圧されている者だけでなく、社会構成員一人ひとりの当事者性(社会的な課題をわがこととして捉え行為する度合い)の問題が問われるようになる(鈴木 2000、富永ほか 2008、真城 2012など)。近年では、メディア利用者による不特定多数の当事者性の獲得をテーマにする研究も登場しており(池田 2011)、研究対象として想定される当事者の幅が拡張する傾向がみられる。

ところで、当事者をめぐる議論は、ごく一部の例を除き、当事者性の獲得が望まれる当事者に代わって、各々の論者が代弁するのを常としている。研究という性格上、これはごく当たり前の事実すぎないかもしれない。だが、ここに当事者論の重大な弱点があることを看過することはできない。それは、当事者論を語る者の多くは、いくら当事者について論じようとも、やはり自らはその当事者ではない(にはなれない)。そしてその限りにおいては、自己矛盾から免れないということだ。にもかかわらず、その矛盾について意識したり、自覚を伴った論考はほとんど見出せない。ただ唯一、明示的にその問題を取り上げていると判断できる論考を公表しているのが、中西・上野が提起する当事者主権論である。

中西・上野は、耳慣れない当事者主権ということばをあえて打ち出した理由を次のように説明している。「当事者主義では、いろいろある主義主張のひとつ、それも偏った少数派の意見ととられがちだし、また当事者本位という言い方では、またしても『あなたがほんとうに必要なものを私たちが提供してあげましょう』というパターンリズム(温情的庇護主義)にからめとられてしまう危険性があるからだ。」(中西・上野 2003:3)。そして、当事者主権とは、何よりも人格の尊厳にもとづいていると主張し、主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさすと論じている。

また続けて、当事者主権をわざわざ言わなければならないのは、これまで当事者の権利が奪われてきたからであり、具体的に次のことを挙げる。「当事者主権の要求、『私のことは私が決める』というもっとも基本的なことを、社会的な弱者と言われる人々は奪われてきた。(中略)この社会のしくみにうまく適応できないために『問題がある』と考えられ、その処遇を自分以外の人々によってきめられてきた人々が、声をあげ始めた。」(前掲:4-5)。そして当事者主権は、単なる利用者や消費者ではなく、サービスという資源をめぐって、受け手と送り手の間の新しい相互関係を切り開く概念であると論じる。

ここで強調されていることは、当事者自身が自らの要求を語るのであって、誰かに代弁を求めるのではないとする徹底した姿勢である。先に筆者は、当事者論を語る論者の自己矛盾を指摘したが、中西・上野の当事者主権論のスタンスは明快である。当事者自らが、自分の要求を語り、そして決定する。その立場を表明した上で、当事者論として仕立て上げたのが当事者主権論である。そのように立論された結果、社会通念としてすでに構築された社会秩序の組み替えを要請する革新性をこの理論は備えることになった。たとえば、先に例示したサービスをめぐる受け手と送り手の関係の問い直しもそうであるが、外にも「専門家主義」や「公共性」の理念といった通念を大胆に揺るがし、新たな社会を見据えた主張になっている。

(2) 地元学における当事者論

実は、この当事者主権をめぐる問題、もしくは、当事者論の弱点(論者の自己矛盾とそのことへの無自覚)は、地元学を論じようとする場合にも、同質の問題が発生する。

地元学は、今では農村や都市振興などの政策に多用され、地理学をはじめ多様な学問関心の下に脚光を浴びている。その結果、地元学として発信されるメッセージは格段に増えている⁷。しかし、そこで語られる内容を見ると、地元(そこに住む人)の声よりもはるかに多くの声が、地元に関わった外部の者によって代弁されている。そのことを否定する

⁷ NPO やコンサルタント、行政など実務家の立場からは、地元学をテーマにした特集雑誌(たとえば、現代農業増刊号、2001 や農村文化運動 185 2007 など)に詳しい。学問分野では、農村計画の立場から「地域づくりのテーマ探しとしての地元学」(広田 2005)、教育分野から「科学知も取り込む生活者の知、地域の知の形成や学習・参加の地元学」(広瀬 2007)、地理学から「地理学の問い直しきっかけとしての地元学」(金坂、2007)といった視点からの考察が代表的であろう。また、実践総合農学会などでは「真の地元学」と名打って、独自の学術領域の開拓を目指す動きなどもある(食農と環境 2 2005)

わけではないが、「しかし、それは吉本地元学じゃないね」と吉本に語らしめる動機になっていることは間違いない。

地元学の名づけの親である吉本哲郎にしても、また結城登美雄にしても「啓蒙」という言葉を極端に嫌う（たとえば、立教大学ESDセンター 2010：61）。啓蒙の正確な意味とは別に、彼らがこの言葉から受ける印象は「上から目線」である。そしてこの両者は、共に当事者の問題を強く自覚している。

たとえば、結城は、代表的な著作のなかで「住民とは人と人の関係に配慮して暮らす人びとのことである。その相互関係によって成り立つ場所を地元と言う。それゆえ地元学は徹底して当事者により添って行われるものをさす」（結城 2009：26）と語り、またある座談会では、よそ者のかかわりについて「当事者の一人としてささやかにできることは何だろうか、と考えることが大事」（阿部 2010：60）と主張している。

吉本地元学の特徴が、当事者理解とその当事者とのかかわり方にあることはすでに冒頭で指摘した。そのことは吉本の著作⁸の随所に必ず登場する。たとえば、地元の人たちによる地元学を「土の地元学」と呼び、これが地元学の基本になると規定している。と同時に、吉本地元学は、地元の人や地域の持っている力を引き出す役割としての外の人、すなわち「風の地元学」を想定する。ただし、吉本が外の人々の行儀作法として、教えすぎないことを喚起するように、外の人とのかかわりは、あくまでも地元の人がひとりよがりにならないための工夫である（吉本 2007、2008）。

吉本が地元学を「理論じゃない。実学だ。」⁹と呼び、結城が「地元の暮らしに寄り添う具体の学」（結城 2009：14）と呼ぶように、吉本も結城も、彼ら独特の持ち味、もしくは、固有のスキルによって当事者とかかわる地元学を展開している。しかし、そのある種身体化した作法を言語化するのは容易ではない。いや、正確には、様々な表現を駆使して、彼らはそのことを伝えようとしている。むしろ受け手の我々が、それを受け流している、もしくは、受け止めきれずにいるといったほうがよいだろう。本論が問いたい問題もここにある。

⁸ 市販されている単著は、「わたしの地元学ー水俣からの発信」、NECクリエイティブ、1995、「地元学をはじめよう」、岩波ジュニア新書、2008があり、共著では、「山のち川のち海のち温泉へ」NECクリエイティブ、1996、「地域から変わる日本ー地元学とは何か」現代農業増刊号、2001などが代表的であろう。吉本はこれら以外にも、雑誌や新聞、講演録など多数の媒体に地元学を語っている。また、未公開の自作のテキストや論考集も数多い。

⁹ 吉本の口癖であるが、既往文書としては（吉本 2007：12-13）などにも記載がある。

そこで本論は、広がりを見せる地元学「一般」と区別して、未だはっきりしないが、しかし確かに吉本ら¹⁰が立っている位置を、「『当事者主権』としての地元学」として定めることにしたい。そして今回は、特に吉本に絞って、彼の立つ位置を「『当事者主権』としての地元学」と仮置くことにする。当事者主権という立場の表明は、中西・上野の場合には、社会通念を組み替える革新性やメッセージを生みだした。地元学においても、「当事者主権」という視座を持ち込むことで、未だ顕在化していない地元学理論の抽出と解明につなげたい。

3. 「当事者主権」と地元学の接点

(1) 当事者主権論の視座

中西・上野が新たに提起した当事者主権論には、彼ら自身が当事者運動を主導してきた経験が背景にある。中西にとってそれは障害者運動であるし、上野にとってそれは女性運動であった。そしてその考え方には、彼らの経験からして譲れないとするいくつかの原則を提示した。本節では、それらの中から「『当事者主権』としての地元学」を論じるうえで、欠かすことができないと考える要素を二つほど取り上げていこうと思う。

一つは「専門家主義への対抗」である。ここでいう専門家とは、中西・上野によれば「当事者に代わって、当事者よりも本人の状態や利益について、より適切な判断を下すことができると考えられている第三者のことであり、「そのために専門家には、ふつうの人にはない権威や資格が与えられている。」（前掲：13）という。また、パターンリズム（温情的庇護主義）としての態度の中に専門家支配をみる。繰り返しになるが、中西・上野が前提とするのは、障害者と医療界の関係であったり、夫婦や親子関係である。その背景を了解しつつ、当事者主権の考え方には、専門家主義への抵抗が主要な構成要素になっていることを確認しておきたい。

二つ目は、「当事者学の発信」である。ここに込められた本意は、「医者に医学という専門知があるなら、患者に患者学という当事者の知があってもよい」という考えに基づき、「専門家は当事者発信に耳を傾けるべきだ」（前掲：15）という主張にある。そして、「専門知としてのこれまでの学問と当事者学との、もっとも大きな違いは、非当事者が当事者を『客体』としてあれこれ『客観的』に論じる

¹⁰ 「吉本ら」とは、ここでは地元学の名づけの親である、吉本哲郎と結城登美雄を意味している。以下、同じ意味で用いる。

のではなく、当事者自身が自らの経験を言語化し、理論化して、社会変革のための『武器』にきたえあげていく、という実践性にある。」(前掲:16)と語っている。

これら二つの要素に共通することは、当事者を基点とした場合、「専門家主義への対抗」と「当事者学の発信」のいずれもが、その当事者と専門家(集団)に象徴される外部との関係を問題として論じていることだろう。より具体的には二つの問題を提起していると思われる。その一つは、専門家(ここでは医者)が占有する専門知識に対して、当事者(ここでは患者)の経験によって獲得される知識の存在を認めさせ、専門知識と同等の価値を求めるという点である。しかも当事者の経験が生み出すその知識は、専門家が駆使するものとは異なる理論を生成することを論拠に主張を展開している。そして二つには、権威や資格が与えられていない人びとが、各々の多様な経験から得た知識によって、自らの状態や利益について適切に判断ができるという主張、すなわち、自己定義権や自己決定権の要求である。

(2)第1の特質:事実に驚け、それはなぜかと考えよ

当事者主権の概念を構成するこれらの要求は、吉本が語る地元学の特質を映し出す鏡として用いた場合に、いったい何が見えてくるのだろうか。まずは手始めに、吉本の代表的な著書から「専門家主義への抵抗」や「当事者学の発信」に関連しそうなところを引っ張り出してみるところから考察をはじめたい。

まず、水俣出身の吉本の身におきた出来事として、次のような話がよく登場する。「水俣病の研究で多くの人たちがやってきましたが、その人たちだけがくわしくなり、住んでいる私たちは水俣病のことにくわしくならなかったのです。だから、多くの水俣病患者たちが苦しんでいるのに傍観者になり、なかには偏見の目で見える人たちもいました。そこで、下手でもいいから自分たちで調べよう、自分たちでやる力を身につけるように志したのです。」(吉本 2008: 5)。

吉本は、たくさんの書籍や講演等に吉本地元学の論考を発表しているが、もっとも初期に発表した1995年の図書のなかに、この話の原型がつくられたエピソードが詳細に記されている。そのエピソードとは、1991年に入って初めて吉本が水俣病患者との衝撃的な出会いを果たしたことであり、実際に(吉本が水俣市役所に入庁してから)出会うま

で20年有余の時間を要したことである(吉本 1995: 78-88)。

周知のとおり、水俣病の公式確認は1956年、政府が水俣病について公式見解を発表したのは1968年、そしてチッソの責任を問う訴訟で患者が勝訴したのは1973年のことである。また、同じ年には、水俣病の認定を巡って第2次訴訟が始まり、1980年には国と熊本県の責任をめぐる争われた第3次訴訟が続く。その間に、患者に支払う補償金として多額のチッソ県債が発行される傍ら、水俣湾公害防止事業も始まっている。

一方、全国メディアで報道されるこのような進捗状況に比べ、水俣市の一生活者として、また、市の行政職員として、水俣病問題に正面から向き合えるようになったのは、吉本の言葉を借りれば1990年に県の主導で始まった環境創造みなまた推進事業以降のことである。吉本はこの事業について、「水俣病問題の解決なくして水俣再生はあり得ないことを基本に、これまで避けがちであった水俣病問題を市民共通の問題としてとらえ、正面から向き合うこと、患者、市民それぞれが対話を進めること、その動きを市の内外に伝えることを目的に進められた。」(吉本 1995: 94)と説明している。

吉本が役場に入ってから水俣病患者と出会うまでの20年間は、吉本地元学が生まれる前史にあたり、地元学の生成にとって決して無駄な時間を過ごしてきたわけではない(小栗 2008)。しかし、吉本にとっても、また、水俣市にとっても、最大の地元学は水俣病(問題)に学ぶことであった(吉本ほか 2007)。その学び方というのは、吉本が述懐する通り、水俣病患者の話をただただ黙って聞くことによって始まっている。そして話を聞き始めて半年くらいたった時に、「いつかは誰かわかってくれる人が現れると思っていた。だけど、まさか敵だと思っていた行政の中にいるとは思わなかった」と、水俣病患者に語らせるまでに信頼関係を吉本は獲得している(吉本ほか 2001: 184-185)。

その様子的一端が1995年の著作に描かれており、地元の人が語る言葉を吉本が丁寧に聞き書きしているのがわかる。たとえば、「魚は山の陰ば見てくる(寄り集まる)。魚つき林ですたい。ぼってん、山に木がなからんば寄ってこん、ハゲ山な寄ってこん」という漁師の言葉を紹介しながら、「川の水が汚れた、緑鳩(あおぼと)がおらん、サギの増えた、ウサギが少のうなった、みたこつのなか魚がおるなど、手に取るように変わりようをつぶやく。そこには

環境という言葉はなくて、手先、足先でいった具体感がある。」(吉本 1995 p.148) と指摘する。また、話を聞くなかで、「農業や林業、漁業など山や海を相手に働いている人は『環境』という言葉はほとんど使わない」ことに気づかされながら、「環境ち言葉はだれが使いおっか知つとるや、大学の先生と、ジャーナリストと役人たい。だけん太か(大きな)話になつと、地球環境になつと、おら地球は見たこたなか、おっだ(おれたちは)、ここあたっしか見えんもんね」(前掲: 149) と、水俣病患者である漁師の言葉を詳しく紹介している。

患者の話を聞き続けることで、吉本は重大なことに気づいていく。それは、水俣病問題は、問題の解決に間違いがあったのではなく、むしろ最初の問題づくりが間違っていたということだ。たとえば、水俣病の裁判闘争に見られるように、国やチッソにとって水俣病の問題とは、責任の可否と賠償の話となるが、患者にしてみれば、それはなによりも、失った命や健康を取り戻すことの問題であり、胎児性水俣病患者の場合は、生きがいや社会参加の問題として現れる。一方、水俣市民にとっては、自信をもって水俣出身と言えることであり、海にとっては自然の再生である¹¹。

吉本は、このように立場によって水俣病の問題が異なることを、水俣病患者の話を聞く中で発見した。いや、より正確に言えば、黙って「耳を傾け、問いを発し、自分の言葉で語ることを通じて獲得したものだというべきであろう¹²。実際に、吉本は当時を振り返りながら、「なぜ解決が長引くのだろう」や「なぜ人びとは対立し合うのだろう」と考えながら話を聞いていたと語っている(高座 1999: 21)。そして吉本のこのような姿勢は、一昼夜にでき上がったわけではなさそうだ。というのも、「これはずっと残っているな」と吉本が指摘する言葉に「事実には驚け、それはなぜか深く考えよ」がある¹³。この言葉¹⁴は、吉本が地元学を編み出す上で大きな影響を受けた今井俊博(当時(株)

マーケティング・コンビナート) から学び、体得していったものである。

吉本の実践の一つの集大成は、水俣病患者の犠牲を無駄にしないためには、「ごみ」、「水」、「食べ物」に気をつけた水俣づくりをすればいい、という結論を導いた点に端的にみることができる¹⁵。水俣病問題が発生した経路について吉本は、チッソが出した「有機水銀=廃棄物・ごみ」が海に捨てられたことで、「水」を通して有機水銀が広がり、生物濃縮によって最終的に魚を「食べ物」として人が摂取することで引き起こされたと解説する。したがって、同じ過ちを繰り返さないためには、問題発生の際の経路を転倒させればいい。すなわち、「ごみ」、「水」、「食べ物」に気をつけるという発想に帰着するわけである。

問題発生の際の経路は、水俣病問題の複雑な現象に比べると至って単純である。ただし、ここで最も重要なことは、吉本が足で稼ぎ、調べた事実から「あっ、そうか」と自ら気づき、自分の言葉で語ったということだ。

さて、ここまで吉本地元学と中西・上野の当事者主権論との接点を見出すために、長々と吉本の身に起きたことを辿ってきたが、ここで一つの結論を導き出せるのではないかと思う。その結論とは、吉本もまた「当事者学」の発信をなぞらえるように、(水俣病)患者の多様な経験によって獲得されてきた知識(もしくは、その言葉)に敬意を払い、そこから集められた知識(もしくは、情報)の意味を問い、吉本流の理論を組み立てる実践に従事しているということだ。このことは、中西・上野の当事者主権論の第一の特徴と指摘した、専門家が駆使する知識や理論とは異なる、当事者の経験によって獲得される知識の存在と新たに生成される理論の実践化と見事に一致するといつてよいだろう。

一方、第二の特徴として指摘した、自己定義権や自己決定権の要求はどうであろうか。このことは、また項を変えて考察していくことにしよう。

(3) 第2の特質: 知識の植民地になるな

吉本が水俣で身をもって経験したことは、同時に吉本に「知識の植民地になるな」と言わしめる教訓を与えることになった。もっとも市販されている本のなかにこのようにストレートな表現を見出すことはできない。刊行されてはいるが、地元学のテキストとして吉本が執筆した「地元

¹¹ 吉本は、水俣病問題を最終的には6つの問題を4つの同心円として整理をしている(小栗 2008)が、そこに至るまでには、膨大な聞き書きとKJ法を用いた問題整理を行っている。その整理されたものは「今、水俣病問題とは何か? - 国、県、市それぞれにとって(骨子案)」など、吉本の手元資料として残されている。

¹² 2012年9月2日に行った吉本哲郎へのヒアリング調査聞き書きノートより

¹³ 前掲

¹⁴ 今井俊博の息子である今井史(風土文化研究所主宰)は、吉本・結城対談の聞き手を務めながら、『「事実には驚け」というのがうちのひとつの社是で。』と指摘し、「何かを意図して結果を予測、あるいは期待をして、事前に準備をして、たとえば誘導するような質問をするというのは、僕は嫌いなんです。」と語っている(吉本ほか 2007: 179)。

¹⁵ 「ごみ」「水」「食べ物」の話は、雑誌や講演の中でしばしば登場する。掲載雑誌については、吉本(2006)、吉本ほか(2007)など

学入門」(年代不詳)には、たとえば、「外の者だけが地域のことに詳しくなると『知の植民地』になってしまう。」(前掲:2)と指摘し、調べたことを地元を集積していく重要性を説いている。また、同テキストでは、このように主張する根拠として「エリア・スタディ(ズ)」という言葉を知って衝撃を受けた話をせざるを得ないとも語っている。

それによると「エリア・スタディとは、欧米に戦前からある学問で、エリアとはアフリカ、中南米、東南アジアなど広い地域をさしていること、欧米の人たちが自分の国のことではなく、海外の異文化を調べていることを教えられた吉本は、エリア・スタディ(ズ)とは、「結局、植民地型の経済支配に使われた学問じゃないか」(年代不詳:2)と驚きを隠さない。そして、「このことから、対象となる地域をエリアではなく、小さな地域である市町村や地区のコミュニティにし、欧米のように外の人たちが海外の異文化を調べるのではなく、地元の人たちが地元の生活文化を自ら調べ、調べた情報を地元を集積し、しかも地元役に役立つことにした」(前掲)と説明する。

「地元学は学問ではない、行動である。地元を先生に地元の者が地元で学ぶこととしたのはエリア・スタディの衝撃があったからである。」(前掲:3)(傍点筆者)と発言する真意は、吉本地元学の特質を捉える上で見逃さない。また、ここまで抜粋してきた吉本の言葉には、中西・上野が提起するのと同じく、当事者(ここでは地元の者)と外部の関係を問題にしていることは明らかであろう。このことは、吉本が初めて体系的に吉本地元学を語った原書(吉本1995)から一貫している。

ただし、中西・上野の「患者(当事者)－医者(専門家)」の関係がある意味分かりやすいのに対し、吉本が論じる「地元(当事者)」と対置する専門家を特定するのはそれほど容易ではない。たとえば、水俣病の問題に限って見た場合には、それは国の役人だったり、医者や弁護士、大学教授といった面々になるのかもしれない。だが、地元学として考える場合には、専門家をより広く「よそ者」として括っておくことがむしろ必要となる。

というのも、地元学の専門家と称される集団が、今のところ誰もが周知できる形では存在しない。吉本や結城などの提唱者を除けば、たとえば、まちづくりコンサルタントや研究者らがまちづくりの専門家として装いつつ、地元学に関わるケースが圧倒的に多いのが現実である。またそのことに加え、中西・上野の当事者主権論の第二の特徴とし

て指摘する、当事者の自己定義権や自己決定権の要求と関連づけるならば、専門家の概念枠を広げておくことが求められる。

たとえば、例を挙げながら考えていくことにしよう。

吉本は、過去にみられる地域づくりや村おこしの失敗の大きな理由として、「地元の、地元による、地元のための調査研究から、地域独自の生活文化をつねに革新的に受け継ぎ、創造していく地元学の視点が欠落していたのでは」という思いが強い。(吉本1995:116)と問題点を指摘している。これは裏を返せば、地元不在の調査、ないし、地元不在の地域づくりや村おこしがなされてきたということになるのだろう。ただし、本論に即して考察するならば、ここでむしろ考えたい問題は、そもそも地元である当事者に代わって、誰の意思が結局反映されてきたのかである。

吉本は、2001年に結城登美雄との対談で、「だまされない」ための地元学について論じている。では地元学は、いったい誰にだまされないためのものなのだろうか。対談中の吉本の言葉を拾ってみると、そこには「変化が押し寄せてきて、その変化のスピードがすごくて、でかくて。おたおたしている間に居着いちゃってどうしようもない。補助金もそうだね。上からばっつて来て、力づくでやるから、考える暇がないくらいになってしまっている。」(吉本ほか2001:188)と表現されている。これを文字どおりに理解すれば、だます正体とは、得体のしれない外から押し寄せる変化の波ということになるだろう。

他方、この対談のなかで結城は、吉本を代弁して「何にだまされたか」といって、幻想、仮想みたいなもの。あるいは理念的なものでも何でもいいんだけど。」(前掲:185)と指摘する。つまり、幻想や仮想に心が惑わされ(だまされ)、その下に本来あるはずの現状や実態を直視してこなかったことを問題視している。

結城の言葉を借りて具体的なことをもう少し見ていくと、「小さいより大きいほうがよい。古いより新しいほうがよい。ゆっくりより速いほうがよい。すなわち彼らに共通しているのは単純なモノサシのモダニズム。なんのていらいもなく将来ビジョンを語り押し付ける人間を有識者というのだろうか。」(結城2009:26)とある。このように語りながら、結城が念頭におくのは行政や「できの悪い」学者である。

結城の論は、若干乱暴なもの言いはあるが、行政や学者は「ふつうの人にはない権威や資格が与えられている」

(中西・上野 2011:13) という観点からいえば、これらの人々は当事者主権論における専門家に置き換えられなくもない。ただし、結城や吉本が批判するのは、人格ある個人というよりも、高度経済成長期を経て我々の社会の隅々にまで浸透した通念や思考パターンを問題にしていると考えほうが妥当だ。つまり、中西・上野の当事者主権論が問題にする専門家概念を広げるということは、同時に「専門家主義への対抗」の意味を「患者—医者」の個別的関係を超えて、対抗する対象を社会の通念や思考パターンまで拡張することになるのだといえる。

ここで改めて、中西・上野の当事者主権論との接点を考えた場合に指摘できることは、第一には、地元で暮らす当事者よりも、行政や学者などによって括られる「よそ者」のほうが、当事者である地元の状態や利益についてより適切な判断ができるという通念が、当事者のメンタリティも含めて支配しているということだ。そして、「専門家主義への抵抗」とは、この通念への挑戦であり、また、当事者の自己定義権や自己決定権の要求は、地元で暮らす当事者が、自らの意思を表明することだといえるだろう。そして、吉本らの地元学に中西・上野らと同様に、社会通念を組みかえる革新性やメッセージが秘められていると予見するならば、まさにここに一つの手掛かりがあると指摘しておきたい。

4. 「当事者主権」としての地元学の輪郭

本論では、中西・上野の当事者主権論に胸を借りながら吉本地元学の特徴を描こうと試みてきた。その結果見えてきたことは、吉本地元学が、地元で生きる人々を当事者として見なし、その当事者が経験してきたことを当事者の言葉として丁寧に拾い上げ、集められた情報（ないし知識）の意味を問い、そこに新たな意味づけ（ないし理論）を与える点に特性が認められるということだ。そして地元で生きる人々の思いや感情も含めた意思を尊重するところに、当事者の自己定義権や自己決定権の行使をみることができ

る。そして本論が描こうとする『当事者主権』としての地元学は、中西・上野の当事者主権論の視座で扱った通り、当事者と専門家（集団）に象徴される外部との関係について、細心の注意と明快なスタンスを堅持している点に特徴

があることが見えてきた。これは、当事者論の弱点と指摘した、当事者論が陥る自己矛盾に対する自覚があることへの表出だといえよう。以下では、『当事者主権』としての地元学の特徴を特徴足らしめる論拠についてもう少し確認しておくことにしたい。

まず、吉本の言葉を再び引き合いにして、吉本地元学が地元の人と外の人との関係をどのように規定しているかを検討していく。

「地元学は、地元で学び役立てる実学であり、学問ではない。住んでいる人たちが主役となり、自分たちで地元にあるものを探し、地域の持っている力、住んでいる力を引き出し、ものづくりや生活づくり、地域づくりに役立てていく。個性を確認していく。個性を知ると住んでいる地元で自信と誇りが生まれる。自ら調べることにより地域と人の力が見えてくると、自分でやる力が身につく、町や村の元気づくりの手が打てるようになる。ここにあるものを探して磨いていくことが、独自の地域づくりを拓いていく。ただし、前に述べたように、住んでいる者には当たり前のことは見えにくいので、外の人たちと一緒に調べることが必要になる。そのため、『地元学ネットワーク¹⁶』ではお手伝いをしている。」(吉本 2007:12-13)。

ここから読み取れることは、吉本にしてみれば、地元の外の人には地元の「お手伝い」をするのであって、外の人間の思惑や意向を持ち込むことではないということだろう。吉本がよく語る言葉に、「地元学は時間がかかる。」(吉本 2009:12)がある。なぜかといえば、「それは人が育つ時間を必要とするからだ。」(前掲:12)と吉本は答えている。つまり、「自分たちの暮らしをつくるのは自分たちである。当事者がいろんな事態に立ち向かい、自力で切り開くには、問題を創造的に解決していく力を身につけることが重要になる。」(前掲:12)のだ。吉本が、外の人への行儀作法として、教えすぎないことを喚起するのも、当事者としての地元の意思や関心が尊重されて、主体性が十分に引き出されることに細心の注意を払うからだ。

吉本のこのようなスタンスは、吉本が確固としてもつ人育て（育ち）の信念が支えていると考えられる。たとえば2001年に、吉本は熊本学園大学付属社会福祉研究所主催の研究会に講師として参加している。その折に、司会者に振られたリーダーの役割の重要性に対して、次のように持論

¹⁶ 吉本が主催するネットワークで、吉本地元学に理解を示す仲間集団。活動としては、たとえば毎年三重ふるさと学（三重県庁職員の研修）の講師として、吉本のほかリーダークラスが4～5人、アシスタントクラスも同程度参加する。

を展開している。「リーダーの作り方というのは、地区ごとのリーダーをどう作るのかという話ですが、私の話を真に受けてもらっては困るのですが、人づくりというのは、私考えていません。私は人は自分で育つものだと思いますから、育つ場を提供する。そういうことだと思います。地区の世話人の代表ですから、号令して地区を動かすとか、そういう筋合いのものではない。(中略) リーダーというよりキーマンだと思いますね。リーダーはいらないと思いました。キーマンだと思います。」(吉本 2001: 128)。

吉本のリーダー不要論は、自分自身は変わろうとせず、相手ばかりを変えようとする場面に何度も遭遇した実体験の影響が大きいのではないかと考えられる。吉本の言葉に「対立のエネルギーを創造のエネルギーへ転換する」(吉本 2008: 16) というのがあるが、これも吉本が水俣病問題に取り組んだ経験から得た教訓である。水俣市は前述の通り、長い間行政や市民、患者同士のなかで差別や偏見、不信や対立が改善をみることなく放置されてきた。その根底には、人と人の関係の分断が横たわっており、この問題解決のために吉本が行ったことは、人がそれぞれの違いを認め合い、人と人の距離を近づけて話し合うことであった。水俣再生の取り組みの4原則と吉本が指摘するこれらの行為が、結果としてそれまで対立していた関係から新しいものを生み出そうとする関係に転換されていったのである。

論旨に即していうと、ここで大事なことは、対立を創造のエネルギーに変えていく前提として、「違いを認め合う」ことが象徴するように、一人ひとりが変わる努力をしたということだろう。相手を変えようとするのではなく、まずは自分が変わる。そしてこれもまた、吉本が水俣病患者から学んだことであった。彼はよく、ひどいいじめにあった水俣病患者が語った「他人様はかえられないから、自分が変わることにした」という発言を枕詞に、だから水俣市も「世間は変えられないから、水俣が変わった」と主張する(吉本 1995、2006、2007、2008)。事実、水俣市自体が、公害の街から日本の環境首都として生まれ変わったのである。

対立から創造へという転換プロセスは、中西・上野の「専門家主義への対抗」と比べると、自らも変わるという点において、一線を隔すといえるのではないだろうか。吉本は、運動論についてもよく言及するが、そこで一貫していることは、「正しい」ことを主張する運動への疑念である(たとえば、吉本ほか 2001: 168-169)。そこには皮肉が込められているが、運動は、金科玉条のごとく正しい理論で武装

してそれを押しつけてしまうという。吉本にしてみれば、よそ者が当事者である地元で理屈を押しつける行為を当然よしとしない。しかし同時に、もう一つ大切な点として、吉本は地元に対してもしなやか変化を期待するのである。

この違いをもう一段掘り下げて考察してみると、吉本の場合は、中西・上野が問題視する当事者の経験によって得られる知識について、さらに深く知の生成という観点に降りて問題を捉えていると指摘できるのではないか。中西・上野の場合は、専門家が占有する知識に対して、患者である当事者にも独自の知識が存在することを主張する。これに対して吉本は、専門家が占有する知識そのもの(あるいは、一部)が、実は当事者が生きる生活世界の中から発見、抽出された知識であることに無意識であったとしても言及している。吉本が用いる「知識の植民地」という表現のなかには、外から与えられる知識に支配されるという意味と同時に、内(ここでは地元)から搾取された知識が地元に戻元されることなく、地元が共有する知識になっていかない問題性を多分に含んでいる。

ここまで専門家の知識に対抗する知識として、当事者の経験や知識といった表現を用いてきたが、成人教育分野の研究では、近年このような知をまとめてローカルな知という概念で論じようとしている。たとえば、広瀬(2007)は、前平(2006)の提唱するローカルな知の概念を前提に、地元学における知の特徴を次のように説明している。「科学の知は、実験や調査で検証するが、地元学・地域学の知は人の暮らしで検証する。」。そして地元学(地域学)は、「科学の知に対置するというよりも科学の手法を取り込みながらも生活者の知、地域の知によって、既存のアカデミズムに取り込まれない「学」を目指す。」(広瀬 2007: 19)ものだと評価する。また、「同時に科学の知を研究者・アカデミズムの占有から解放する意義も見えてくる。」(前掲)と論じている。

吉本は、「専門家主義への対抗」という表現を一度も使ったことはない。さらにいえば、中西・上野のように専門家との対決的姿勢を露わにしたこともない。この違いは、異なる文脈で生まれた当事者主権論を用いているのだから、ある意味当然なのかもしれない。だが、ここには、単なる文脈の違いで片づけられない本質的な違いがあるように思えてならない。それは、対抗をし続けることに、恐らく彼は限界を感じているのではないかという点にある。白か黒か、右か左かという二項対立ではなく、その対立を超えて

いける創造こそが、吉本地元学が追究していることなのではないか。

吉本は、地元学は学問ではないと強調するが、広瀬が揺り動かすように、既存の「学」それ自体をずらすことによって、また新たな知見が立ち上がりつつある。『『当事者主権』としての地元学』は、吉本自身が自覚する以上に、まだ顕在化していない理論が存在するのではないかと推測される。

5. 結語

最後に、『『当事者主権』としての地元学』の認識を今後さらに深めていくための手掛かりを論じて本論の結びにしたい。

まず、吉本のいくつかの見解を検討することを通じて、吉本地元学のまなざしが、常に地元の意思の確認に向いていることがわかった。一方、地元の外の人間のかかわりについては、その存在の必要性は強調しつつ、でしゃばりすぎないことの重要性が強調されている。ただし、筆者の管見するところ、外の人間の役割については、「地元がひとりよがりにならないために」や「当たり前なのに気づかないので」という論拠以外は、これといって踏み込んだ言論を見出すことは難しい。そしてこの事実、吉本が地元の「当事者主権」の意義を繰り返して論じる姿勢とは対照的である。

冒頭で、吉本や結城がよそ者の一人として地元の当事者とかかわるある種身体化された独特の持ち味や固有のスキルが備わっている点を指摘した。そして本旨に即して言えば、やはりここに『『当事者主権』としての地元学』としてまだ顕在化していない要素を探求する余地があるのではないかと考えている。つまり、吉本や結城に備わった行儀作法の中に、まだ地元学を論じるうえで十分に言語化されていない部分があると考えるのである。

吉本は近年よく「地元学は常に進化している」と主張する(吉本 2007など)。なぜ進化するのかといえば、一つには、地元は一つとして同じ条件を備えているところがなく、しかも「地元学というのは自問自答ですから、やりながら考える」(吉本 2001: 124) ほかなのである。ようするに地元学の進化は、地元ごとに即して考えていかざるを得ない制約からくる結果だといえるのだろう。ただし、ここにはどうしても見過ごせない二つ目の理由があると思われる。

それは、吉本自身も恐らく気づいているはずだが、地元

学に関わる吉本自身のスタンスの変化に派生する現象だということだ。というのは、地元学が誕生した水俣では、確かに吉本は当事者(地元の住人)の一人であった。だが、その後1995年の陸前高田市を皮切りに、吉本は「伝道者」として地元学を広める役割を担うようになる。本論が扱う「当事者(患者)－専門家(医者)」の関係でいえば、吉本もまた一転して当事者の座を退くことをよぎなくされたといえることができる。

当事者ではないよそ者が、地元の当事者性を引き出していく。そこには、自覚が伴おうとなかろうと、よそ者が直面する矛盾が存在するという事実から逃れることができない。筆者が「吉本のおっかけ」をしながら傍で感じてきたことは、吉本が現場で苦悩する姿であり、それこそが、外の人々の行儀作法の極意なのかもしれない。吉本は、その苦闘の末に地元学の新たな手法を開発し続けている。その中身をよりつぶさに見ていくことにより、『『当事者主権』としての地元学』の理論を鍛えていきたい。

参考・引用文献

- 阿部治(立教大学ESD研究センター長)、2010、地元学から学ぶー講演会記録集、立教大学ESD研究センター
 広田純一、2005、ORYZAアドバイザー名鑑、ORYZA (53)、28-29
 広瀬隆人、2007、「学び」と「参加」のしくみとしての地元学・地域学、農村文化運動 (185)、18-22
 池田理知子、2011、メディア・リテラシーと「当事者性」、日本コミュニケーション学会 (24)、51-60
 金坂清則、2007、特集をめぐって考える、地理 (52)、53-65
 鬼頭秀一、1998、環境運動/環境理念研究における「よそ者」論の射程：諫早湾と奄美大島の「自然の権利」訴訟の事例を中心に、環境社会学研究 (4)、44-59
 小栗有子、2008、持続可能な地域社会を創造する学びとローカルな知ー水俣地元学の成立と発展の意味を問うー、日本の社会教育第52集、日本社会教育学会編、東洋館出版社、65-78
 真城知己、2012、インクルーシブ教育実践学校の構想(2)ー学校教育目標を考えるためにー、千葉大学教育学研究紀要 (60)、333-339
 中西正司・上野千鶴子、2011(初版2003)、『当事者主権』、岩波新書立教大学ESDセンター、2010、地元学から学ぶー講演会記録集
 清水睦美・家上幸子・児島明、2007、「当事者になっていくということ(前編)」、東京理科大学紀要、教養篇 (40)、219-236
 清水睦美・家上幸子・児島明ほか、2008、「当事者になっていくということ(後編)」、東京理科大学紀要、教養篇 (41)、249-266
 鈴木敏正、2000、社会的排除に取り組む「協同的教育」の構造、社会教育研究 (19)、1-19
 高座翔、1999、水俣は今、先進の環境都市、生活の木、8、11-31
 富永恭世ほか、2008、インクルーシブな社会に向けた教育の理念と課題、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要2 (1)、159-171
 鶴見和子、1998、『鶴見和子曼茶羅VI 水俣・アニミズム・エコロジー』藤原書店、124
 柳田邦男、2007、むらを変える「地元学」の力、日本人の教養(第45回)、258
 吉本哲郎、1995、『わたしの地元学』、NECクリエイティブ
 吉本哲郎、2001、水俣の挑戦「地元学からの出発」、熊本学園大学

- 附属社会福祉研究所報 (29)、103-149
吉本哲郎ほか、2001、対談「地元学とはなにか」、地域から変わる日本、月刊現代農業増刊号、168-189
吉本哲郎、2006、町や村の元気をつくる「地元学」、Civil Engineering Consultant(233)、36-39
吉本哲郎、2007、広がり進化する地元学、農村文化運動 (185)、11-17
吉本哲郎ほか、2007、座談会「水俣の新たなまちづくり」、ウェブ、72、3-11
吉本哲郎、2008、『地元学をはじめよう』、岩波ジュニア新書
吉本哲郎、2009、「川南町のイメージを創る」、新田舎人、11-12
吉本哲郎、年代不詳、地元学入門
結城登美雄、2004、あるもの探しで暮らしの再構築--「地元学」が各地に浸透(平成15年度農村振興研修会・セミナー)、新しい農村計画 (118)、5
結城登美雄、2009、『地元学からの出発』、農文協